

せいとこころえ 生徒心得

あぶくま支援学校高等部

がくぎょう じりつ しゃかいせいいかつ めざ せいとこころえ まも
学 業 にはげみ、自律した社会生活を目指す。そのため、この生徒心得を守

じぶん こうどう せきにん じぶんじしん ともだち たいせつ あんぜん あんしん
り、自分の行動に責任をもち、自分自身や友達を大切にしたい、安全で安心な

がっこうせいいかつ おく
学校生活を送る。

1 服装等について

こうしき ば がっこうぎょうじ ひょうじゆんふく かてい じゆんぴ せいそうふく
(1) 公式な場や学校行事では、標準服または家庭で準備した正装服を

ちゃくよう
着用する。

つうがくじ ふくそう おな
(2) 通学時の服装も同じとする。

せいそうふく
<正装服について>

だんし
【男子】

きほんてき
①基本的にブレザー、スラックス、Yシャツまたはポロシャツ、ネクタイと

する。ネクタイは、はなやかすぎないものとする。スラックスには必ず

ルートを着用する。夏服は、基本的にYシャツとポロシャツ、スラックス

とする。Yシャツとポロシャツは、無地の白、水色、グレーとする。スラ

ックスには、装飾や柄等のないベルトを着用する。

②Yシャツとポロシャツの中は、Tシャツもしくは下着を着る。(Yシャツ等

から透けにくい色で無地、Yシャツ等から透ける華美なもの、運動着の
はんそで き
半袖は着ない。)

③ソックスは、無地の白、黒、紺とする。(マーク等のワンポイント可)

じょし
【女子】

きほんてき
①基本的にブレザー、スカートまたはスラックス、ブラウス(Yシャツ)ま

たはポロシャツ、リボンまたはネクタイ、ソックス(気候によりタイツ可能)
とする。

なつふく
②夏服は、ブラウス(Yシャツ)、スカートまたはスラックス、ソックスとす

る。ブラウス(Yシャツ)またはポロシャツの中には、下着やTシャツを着

る。(下着の上にシャツを着る場合にはブラウス等から透けにくい色で

むじ き かび いろ うんどうぎ はんそで き
無地のものを着る。) 華美なもの、運動着の半袖は着ない。

③ブラウス(Yシャツ)とポロシャツは、無地の白、水色、グレーとする。

④スカートの下からハーフパンツが、はみ出すような服装はしない。

⑤ソックスは、無地の白、黒、紺とする。(マーク等のワンポイント可)

だんじょ なか
※男女ともにブレザーの中にセーターやカーディガンを着る場合、華美でな

いろ ちゃくよう
い色を着用する。

(2) 授業では、学校指定の運動着や作業着を着用する。また、上履きや

たいいくかん しょう たいいく じゅぎょうとう しょう
体育館シューズ、校庭用シューズについては、体育の授業等で使用する

かわくつ とう え していがい
そのため革靴やブーツ、サンダル等は、はかない。やむを得ず指定外のＴシ

とう ちゃくよう ばあい しろ こん くろとう む じ か び ちゃくよう
ャツ等を着用する場合は、白、紺、黒等の無地で華美でないものを着用
する。

ぼうかん ぎ ふうかくつ ふうかく ぼうかん
(3) 防寒着や通学靴は、はなやかすぎず、通学にふさわしいものとする。防寒

ぎ ちゃくよう みと なか き きくす
着としてのパーカーの着用は認めるが、ブレザーの中に着たり、着崩し
たりしない。

こうない ぼうかん ぎ ちゃくよう きほんてき ちゃくよう さむ ばあい
(4) 校内での防寒着の着用については、基本的には着用しない。寒い場合

うんどう ぎ なか あたた き きょうしつ いがい かつどう ばあい たいいく
は運動着の中に暖かいものを着る。ただし、教室以外で活動する場合(体育

きぎょうなど たんとう きょういん そうだん きょか え ぼうかん ぎ ちゃくよう ば
や作業等)は担当の教員と相談し許可を得てから防寒着を着用する。(場に

おう ふくそう こころが
応じた服装を心掛ける。)

(5) かばんは、A4サイズ等の学習用具が入るものとし、密封できる物を

しょう たいきゅうせい ぼうすいせい のぞ
使用する。耐久性および防水性のあるものが望ましい。

とうはつとう

2 頭髪等について

かたち ととの かみがた せいはいつ き っ
(1) 形が整っている髪型とし、整髪に気を付ける。

かみがた
<髪型について>

だんし
【男子】

つね め みみ くび み ちょうはつ
① 常に目や耳、首が見えるようにする。長髪にはしない。

せんしょくおよ かこう とう
② 染色及び加工(パーマ等)はしない。

せいはいつりょう しょう さかげ およ
③ 整髪料を使用した逆毛やリーゼント及びオールバックにはしない。

けしょう
④ 化粧はしない。

じょし
【女子】

まえがみ うし かみ がくしゅうかつどう ばあい とう と
① 前髪や後ろ髪が学習活動のさまたげとなる場合は、ピンやゴム等で止め
る。

せんしょくおよ かこう つ げ とう
② 染色及び加工(パーマやウィッグ(付け毛)等)はしない。

およ ねつけん へんしょく かっしょくかとう み ばあい げんいん
③ アイロン及び熱源による変色(褐色化等)が見られる場合は、原因と

きぐ しょう かみしつ けんこう しょうたい もど
なる器具の使用をやめ、髪質を健康な状態に戻す。

けしょう
④ 化粧はしない。

ふうかく

3 通学について

とうげこう がっこう とど で ふうかくろ ふうかくほうほう おこな とうげこう
(1) 登下校は、学校に届け出た通学路や通学方法で行う。また、登下校の

さい ひょうじゅんふく ちゃくよう
際には標準服を着用する。

じりきふうかく つぎ しょうけん ほごしゃ せきにん おこな
(2) 自力通学は次の条件ができることで、保護者の責任のもと行う。

じりきふうかく しょうけん
【自力通学の条件】

じこくかんり うんちんとう しはら とう じりき しょうしゃ
① 時刻管理や運賃等の支払い等、自力で乗車できること。

でんしゃ ていきけんとう かんり
② 電車やバスの定期券等の管理ができること。

③ 体調の変調や事故及び天災による交通機関の遅延や運休等に、家族

や学校に連絡したり、周りに助けを求めたりすることができること。

④ 交通ルールやマナーを守り、行動できること。

(3) 自転車で通学する場合は、指定の自転車通学許可願いを学校に提出し、

許可された者とする。繰り返し許可条件に違反した者は、安全が確保が

できないと判断し、許可を取り下げる。

【自転車通学許可の条件】

① 道路交通法を守る。

② 自転車運転に必要な諸動作ができ、危険回避の技術と判断力がある。

③ 本校の自転車走行マナー及び安全講話を受講する。

④ 自転車は完全整備されたものとし定期的に点検と盗難防止登録をする。

⑤ 自転車保険（任意保険）に加入する。

⑥ ヘルメットを付けましょう。（原則として）

(4) 登校は始業10分前を心がけ、着替え及び学習の準備ができる。

(5) 交通規則及び公共交通機関を利用するためのマナーを守る。

【乗車のマナー】自分も周りの人も気持ち良く、安全に乗車できること

① 大声で話したり、席を立ったりしない。

② 荷物は自分で管理する。

③ かけ込み乗車やわり込み乗車はしない。

④ 緊急時を除き、乗車中は携帯電話等で通話はしない。

⑤ 乗車中に携帯電話等を操作する場合は、安全やマナーに十分注意すること。

⑥ 男女の距離感に気を付けること。

(6) 登下校中の買い物、飲食については事前に保護者に相談し、許可を得

ること。ただし、通学届に書いてある乗車時刻・帰宅時刻までは帰ること。

(7) 水分補給をする場合は、水筒などを持参する。中身は、水やお茶、スポーツ飲料とする。

(8) 遊び等の寄り道はしない。

4 欠席、遅刻、早退等の届けについて

(1) やむを得ず欠席や遅刻、早退、見学をする場合は、事前に保護者から学校に連絡する。

(2) 病気による長期欠席の場合は、医師の診断を受け、結果を報告する。

(3) 長期間の欠席等により学業に支障をきたす場合は、本人と保護者、

学校との話し合いを行い、その原因を明らかにして改善に努める。

(4) 体調不良等により早退が必要とされる場合は、学校から保護者に

連絡し、家庭の状況を確認したうえで下校する。また、保護者が在宅で

ない場合は、保健室において安静に過ごすか、必要に応じて学校指定の

医療機関を受診する。授業で医療機関への受診が必要なけがをした

場合は、受診を優先する。

(5) 体調不良等による授業見学の場合は、保健室で検温及び諸調査を

受ける。

5 学業への専念について

(1) 学習に必要なものは持参しない。持参した場合は、学校に預け、

後日、学校から保護者に返される。ただし、たばこや酒類等、特別な指導の

対象となる物は返さない。

6 携帯電話及びスマートフォンの使用について（以下携帯電話等とする）

(1) 携帯電話等の持込は、登下校時の緊急連絡用のために許可している。

（怪我、事故、体調不良、JR・バスの遅延や連休時の対応等）

(2) 学校への持込を希望する場合、許可願いを提出し学校の許可を得る。

(3) 登校後は担任等に預ける。（学校では使用しない。）

(4) 緊急対応時に、学校で認められた場合のみ、校内で連絡をすること

ができる。（教師の立会いのもとで）

＜各家庭でルールや約束事を決める＞

(1) 携帯電話等の持込・使用については、保護者の責任のもと、ルールや

マナーなどの約束事について家庭で十分話し合い、理解したうえで使用する。

(2) 家庭で携帯電話の使用についてルール作りをする。（家のルールを守る）

・自分の気持ちを伝えながら、最終的には保護者の判断を受け入れる。

(3) 定期的に家庭で、約束の確認や使用状況についてコミュニケーションをとる。

(4) 契約の際、フィルタリングサービス設定を利用する。

・有害情報が含まれるサイト（出会い系、アダルトサイト等）に接続しないようにするため。

＜携帯電話等を使用するときの注意事項＞

下記に書かれている注意事項を守り、安全に使用するようにしましょう

【校外での注意事項】

携帯電話等の正しい使い方やきまり・マナーを守ることトラブルを防

ぎ、人に迷惑を掛けないように使用する。

①誤解（盗撮等）やトラブルを招くような写真や動画の撮影はしない。

②携帯電話等を友達に見せる、貸す、ゲームで騒ぐことはしない。

③歩きスマホはしない。（事故・人との接触でトラブルになる）

④公共の場でイヤフォンを使用するときはマナーを守る。

（学校到着前にはイヤフォンを外し、カバン等にしまう）

【SNS利用の注意事項】

- ①個人情報^{こじんじょうほう}の取扱い^{とりあつかい}に十分^{じゅうぶん}に注意^{ちゅうい}し、保護者^{ほごしゃ}の責任^{せきにん}のもと、自分^{じぶん}でも適切^{てきせつ}に管理^{かんり}する。
- ②氏名^{しめい}、住所^{じゅうしょ}、学校名^{がっこうめい}、ID、パスワード、個人写真^{こじんしゃしん}、友達^{ともだち}の写真^{しゃしん}、撮影^{さつえい}した動画^{どうが}等は他人^{たにん}に教えたり、インターネット^{おし}に載せたりしない。
- ③相手^{あいて}が嫌がる内容^{いや}や行為^{ないよう}、誹謗中傷^{こくい}（悪口^{ひぼうちゅうしょう}）を書き込んだり、送^{わるぐち}ったりすることは絶対^かにしない。（いじめや犯罪^{おく}につながることはしない）
- ④メールやラインの回数^{かいすう}、無料通話^{むりょうつうわ}の時間^{じかん}や時間帯^{じかんだい}に気を付ける。
- ⑤SNSアプリ等の使用^{とう}については正しい判断^{しやう}力^{ただ}や知識^{はんだんりよく}がないとトラブル^{ちしき}
- や犯罪^{はんざい}に巻き込まれるケースが多いことを理解^ますること。
- ⑥SNSアプリ上^{じやう}で知らない人^しとのやりとり^{ひと}はしない。
- ⑦SNSアプリ上^{じやう}で知り合った人^しとは会^あわない。
- ⑧ゲームアプリで課金^{かきん}がある場合^{ばあい}は保護者^{ほごしゃ}と相談^{そうだん}する。
- ⑨端末^{たんまつ}の貸し借り^かや他人^かのアカウント^{たにん}の使用^{しやう}はしない。
- ⑩他の人^{ほか}の迷惑^{ひと}となる行為^{めいわく}は絶対^{こくい}にしない。また、著作権^{ぜったい}や肖像権^{ちやうさくけん}など^{しょうざうけん}の権利^{けんり}を侵害^{しんがい}し、法律^{ほうりつ}に反する行為^{はん}をしない。
- ⑪わからないこと^{けんり}や心配^{しんぱい}なことは、使う前^{つか}に保護者^{まえ}に相談^{ほごしゃ}する。

＜携帯電話等における違反行為に対する指導と対応について＞

- （１）教育上^{きやういくじやう}、確認^{かくにん}や指導^{しどう}が必要^{ひつよう}となった場合^{ばあい}（いじめ、犯罪^{はんざい}、マナー違反^{いはん}など）には、学校^{がっこう}において携帯電話等^{けいたいでんわとう}のデータ^{たしや}や他者^{たう}とのやりとり^{とう}等の確認^{かくにん}、閲覧^{えつらん}に伴う操作^{ともな}を行うため^{そうさ}、学校^{おこな}の依頼^{がっこう}に協力^{いらい}すること^{きやうりよく}。
- （２）保護者^{ほごしゃ}からの協力^{きやうりよく}要請^{ようせい}や学校^{がっこう}で指導^{しどう}が必要^{ひつよう}であると判断^{はんだん}した場合^{ばあい}に個別指導^{こべつしどう}もしくは特別な指導^{とくべつしどう}を実施^{じっし}する。
- （３）指導^{しどう}の経過^{けいか}及び結果^{けっか}については、保護者^{ほごしゃ}へ報告^{ほうこく}する。
- （４）教育上^{きやういくじやう}、携帯電話等^{けいたいでんわとう}の使用^{しやう}を認められないと判断^{みと}された場合^{はんだん}は、学校^{がっこう}と保護者^{ほごしゃ}で相談^{そうだん}し、契約^{けいやく}内容^{ないよう}変更^{へんこう}及び解約^{かいやく}、学校^{がっこう}への持込^{もちこみ}取り消し^け等の要請^{ようせい}に協力^{きやうりよく}すること。
- ### 7 校内生活について
- （１）先生^{せんせい}や友人^{ゆうじん}、来客者^{らいきゃくしゃ}に対してあいさつ^{たい}をきちんとし、ていねいな言葉遣^{ことばづか}いをする。
- （２）授業^{じゆぎやう}を妨害^{ぼうがい}したり、自分^{じぶん}や友達^{ともだち}、教員^{きやういん}を傷つけたりする言^{こと}葉遣^{はづか}
- いや暴力^{ぼうりよく}行為^{こうい}はしない。いじめは、絶対^{ぜったい}にしない。（思いやり^{おも}の心^{こころ}）
- （３）校内^{こうない}の備品^{びひん}は丁寧に^{ていねい}扱う^{あつか}。誤^{あやま}って破損^{はそん}した場合は、学校^{がっこう}に申し出^{もう}で、所定^{しょうてい}の手続き^{てつづ}を取る^と。

(4) 登校後は、担任等に無断で学校外には出ない。

(5) 携帯電話や貴重品は登校後速やかに担任に預ける。諸納金を持参した

場合は登校後速やかに担任に預ける。不要な金銭は学校に持ち込まない。

(6) 机やロッカー内は、常に整理整頓に心がける。各学級に指定され

た清掃区域は、登校後、責任をもって清掃を実施する。

こうがいせいかつ

8 校外生活について

(1) 校外での生活については、高校生らしい余暇の過ごし方を心がけ、規律

(社会のルールや約束事を守りながら行動する)ある生活をする。

(2) 交遊は互いの人格を尊重し、高校生として自覚をもち、行動をする。

①生徒同士で外出する場合は、誰とどこに何で行くのか、帰宅時間はいつ

になるのかを明確にし、事前に保護者の許可を得る。

②生徒同士の夜間の外出はしない。午後8時以降は保護者同伴で外出する。

③家族が外出した時には、家に友人を出入りさせない。

④金銭や物の貸し借りはしない。(おごる、おごられることもしない)

⑤男女1対1での外出は行わない。

・男女間での好ましくない行為はしない。(身体的接触等)

⑥パチンコ店や麻雀クラブ等、高校生として好ましくない場所には出入りしない。

※ゲームセンターはトラブルに巻き込まれやすい場所であることを理解する。(利用については保護者の判断に依拠すること)

⑦家族以外の自動車やバイク等には乗車しない。

(3) 次のような事故及び異常が起こった場合は、直ちに学級担任又は学校に届け出る。

①交通事故が発生した場合

②天災等による事故が発生した場合

③病気のけがをした場合

④警察や補導員等に補導された場合

⑤トラブルに巻き込まれ、被害を受けた場合

(4) アルバイトは行わない。

(5) 運転免許の取得は、3年次に就職が確定し、通勤手段確保として

運転免許の取得を本人及び保護者が要求し、校長が適切と認めた

場合にのみ、自動車学校への入校等ができる。

- ・自動車学校に入校する前に、「自動車学校入校許可願」を学校に提出する。
- ・学校長より許可を受け「入校許可証」発行後、自動車学校への入校手続きを行う。

9 遵守事項について

(1) 次のような法律に反する行為（刑法に抵触する行為）は行わない。

① 飲酒や喫煙、薬物乱用

※書のない電子たばこ・加熱式たばこやノンアルコールもありますが、それらは大人のための商品です。高校生が使用したり、飲んだりしてはいけません。

② 脅迫や暴力行為

⑤ 深夜徘徊

③ 万引きや窃盗、置き引き等

⑥ 無断外泊

④ 不法侵入

⑦ 家出

※上記の内容を行った場合、学校で協議をし、個別指導もしくは進路変更

も視野に入れた特別な指導を実施する。

※本校の特別な指導とは

(1) 問題行動を行った生徒の行動改善と今後の学校生活を安全に過ごすことを目的とした反省指導である。

(2) 本校では、校長が学校に本人と保護者を召喚し、本人が反省し学校生活の継続の意思や反省指導を受ける意思を確認する。指導が必要と判断した場合には、保護者の協力のもと高等部生徒指導部を中心として行う。

(3) 生徒の人権や教育を受ける権利を尊重して行い、原則として学校に登校して行う。

10 政治への参加

(1) 2016年7月から、満18歳を経過した生徒は、公職選挙法、地方自治法、漁業法及び農業委員会に関する法律の規定する選挙権年齢に基づいて、各種の選挙を通じて政治に参画することができる。

(2) 公職選挙法第137条の2（年齢満18歳未満の者は、選挙運動をすることができない）2 何人も、年齢満18歳未満の者を使用して選挙運動をすることができない。

ただし、選挙運動のための労務に使用する場合は、この限りではない。

これを受け、年齢満18歳未満の生徒の選挙運動への参加は認めない。

(3) 選挙運動のために使用する文書図画は、インターネット等によって頒布された場合を除き、公職選挙法第142条に規定された一定のものその他は頒布することができない。したがって、ウェブサイト等に掲載され、又は電子メールにより送信された文書図画であっても、それを紙に印刷して頒布することは法律に抵触するのでやらない。

(4) 選挙権を有する生徒の、特定の政党が主宰する政治集会等への参加は認めるが、集会が夜間になる場合は保護者同伴とし、生徒のみでの参加は禁止する。

(5) 法律的には問題はないが、校長が安定した学校生活が守られていない(政治集会への参加による欠席や悪質な勧誘等)と判断した場合は、一切の政治的な活動を中止させることができる。

(6) 選挙に関して、法律に抵触する行為を行った生徒は、司法の決定を受けた後に校長が対応(特別指導措置の決定と実施)を検討する。司法の決定が有罪となり禁固刑に処せられた場合は、学校継続不可能と判断し教育委員会に報告した後に適切に対処する。

1 1 タブレット（iPad）利用のきまり

1 ロタブレットの取り扱いについて

（1）iPad について

①学習道具（教科書と同じ）である。

②ゲーム、有料サイト、ネットショッピング、SNS、動画投稿サイトなどは利用しない。

③毎日持ち帰る。（※特別な理由がある場合は、担任の先生に相談する。）

④名前シールを貼り付ける。

（2）充電について

①自宅等で充電する。（教室では充電しない。）

（3）セキュリティについて

①本人と家族以外に使用しない。

②パスコードロックをする。

③ID やパスワード、メールアドレスを他人に教えない。

④友達同士や外部の人とやりとりをしない。

（4）アプリについて

①アプリは勝手にインストールしない。（学校の許可をもらう）

（5）利用制限について

①アプリやインターネット検索など、利用時間等の制限がある。

（6）故障やトラブルについて

①iPad がこわれてしまった、なくしてしまった、盗まれてしまったなどのときは、すぐに担任の先生に伝える。

2 口校内での使用について

（1）カメラでの撮影について

①他人の写真や動画を本人の許可なくかってに撮影しない。

②授業などで先生の指示があったときのみカメラで撮影してもよい。

（2）登下校中について

①電車やバス車内で、バッグから出さない。

（3）ファイルのやりとり

①先生の許可なくファイルのやりとりをしない。

（4）利用について

①休み時間などに先生の許可なく動画の視聴やアプリを利用しない。

②教室から持ち出すときは、ケースやカバンに入れて持ち運ぶ。

③授業などで教室をはなれるときは、担任の先生や授業担当の先生に預ける。

④他人の iPad をさわったり、自分のものを友達にさわらせたりしない。

⑤私物のペンシルやマウスを使用してもよい。

⑥給食や食事中は使用しない。

3 その他

ルールを守れない場合は、「個別指導」もしくは「特別な指導」にもとづいた指導を行う。

（例：他人の情報をぬすむ、学校で知ったことを SNS に投稿する、他人を誹謗中傷した場合、法律違反、学習以外の目的での使用など）